

奈良県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第七十七号

奈良県税条例等の一部を改正する条例

(奈良県税条例の一部改正)

**第一条** 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条の十第一項の表の第一号才中「法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として施行令第六条の二十三の二で定めるところにより算定した金額)」を「法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額」に改め、同条に次の三項を加える。

3 法第五十二条第二項第一号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)  
　( )の資本金等の額が、同号に定める日(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。))に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、施行令で定める日)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表の第一号才中「資本金等の額が」とあるのは「法第五十二条第二項第一号に定める日(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。))に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、法第五十二条第四項に規定する施行令で定める日。以下この表において同じ。))現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第二号から第五号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第五十二条第二項第一号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

4 法第五十二条第二項第二号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)  
　( )の資本金等の額が、施行令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「第四項に規定する施行令で定める日

現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

5 法第五十二条第二項第三号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。

）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、

同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第五十二条第二項第三号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第三十三条第一項中「除く」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第一号ア中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号イ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ウの表中「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の七・二」を「百分の六」に改め、同条第三項第一号ア中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号イ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ウ中「百分の七・二」を「百分の六」に改める。

第三十七条の十三第一項中「第三十九条の二の三第一項」を「第三十九条の二の四第一項」に改める。

附則第七条から第七条の三までを次のように改める。

（個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例）

**第七条** 第二十六条の二第一号に掲げる寄附金（以下この条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する者（地方団体に対する寄附金を支出する年の年の所得税について所得税法第二百二十条第一項の規定による申告書を提出する義務がないと見込まれる者又は同法第二百二十一条（第一項ただし書を除く。）の規定の適用を受けると見込まれる者であつて、地方団体に対する寄附金について第二十六条の二の規定によつて控除すべき金額（以下この項において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受ける目的以外に、地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税の所得割について第二十六条の四の規定による申告書の提出（第二十六条の五第一項の規定により第二十六条の四の規定による申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。）を要しないと見込まれるものに限る。）は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、法附則第七条に定めるところによつて、第二十六条の四第二項の規定による申告書の提出（第二十六条の五第一項

の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、地方団体に対する寄附金を支出する際、施行規則で定めるところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、当該地方団体の長から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した書面を送付することを求めることができる。

### 第七条の二及び第七条の三 削除

附則第七条の三の二中「平成二十六年十月一日」を「平成二十七年四月一日」に、「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の二・二」を「百分の一・六」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の三・二」を「百分の二・三」に、「百分の七・二」を「百分の六」に、「百分の四・三」を「百分の三・一」に改める。  
附則第七条の三の五中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第七条の四第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「次条第一項」の下に「若しくは第五項」を加える。

附則第八条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項第三号中「第四十九条第一項第三号」を「第四十九条第一項第六号」に改め、同条第四項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「第三十九条の二の三第一項」を「第三十九条の二の四第一項」に改め、同条に次の三項を加える。

5 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者(以下この項から第七項までにおいて「宅地建物取引業者」という。)が改修工事対象住宅(新築された日から十年以上を経過した住宅(第三十七条の四第一項に規定する共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。)であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で施行令附則第九条の三第一項で定めるものを行った後、当該改修工事を行った当該改修工事対象住宅で施行

令附則第九条の三第二項で定めるもの（以下この項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第三十七条の四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

6 前項の減額の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書にその事由を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 改修工事対象住宅を取得した宅地建物取引業者の住所又は所在地及び氏名又は名称

二 改修工事対象住宅の所在、家屋番号、構造及び床面積

三 改修工事対象住宅の取得年月日及び改修工事の年月日

四 譲渡の相手方の住所及び氏名

五 その他知事が必要と認める事項

7 第三十七条の十四から第三十七条の十六までの規定は、第五項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第三十七条の十四第一項中「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第八条第五項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「当該土地に」とあるのは「当該改修工事対象住宅に」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「次に」とあるのは「附則第八条第六項各号に」と、「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、第三十七条の十五第一号及び第二号中「第三十七条の十三第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第八条第五項」と、第三十七条の十六第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第三十七条の十三第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第八条第五項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「第三十七条の十三第五項各号」とあるのは「附則第八条第六項各号」と

読み替えるものとする。

附則第八条の二第一項及び第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第八条の六第二項中「第七条の規定による登録」を「第七条第一項に規定する新規登録」に、「第五十九条の規定による検査（）」を「第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する）」に、「附則第八条の六の三第四項から第七項まで」を「附則第八条の六の三第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号ア中「又は道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条及び附則第八条の六の三において「車両総重量」という。）が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号ア(3)中「第四項」を「以下この項及び附則第八条の六の三」に、「平成二十七年年度以降」を「平成三十二年以降」に、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号ウ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条及び附則第八条の六の三において「車両総重量」という。）が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものは

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第八条の六の三において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六第二項第二号ア(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号イ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ウ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号エ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第三項中「附則第八条の六の三第四項から第七項まで」を「附則第八条の六の三第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」

」に改め、同項第一号ア中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号ア(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号ウ(3)中「百分の百十」を「百分の百十」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六第三項第二号ア(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号イ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ウ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号エ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は附則第八条の六の三第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十二条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百を乗じて得た数値以上であること。

## 二 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも

該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六に次の一項を加える。

5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前三項又は附則第八条の六の三第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十二条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

- 一 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- 二 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- 三 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六の三第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第四号ア中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号ア(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号イ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六の三第一項第五号イ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 次に掲げるガソリン自動車（平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から第五項までにおいて「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第五項までにおいて「平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六の三第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「三十万円」を「三十五万円」に改め、同項第一号中「同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六の三第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「十五万円」を「二十五万円」に改め、同項第一号中「（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百

五十を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六の三第九項を同条第十二項とし、同条第八項を削り、同条第七項中「次に掲げる自動車」の下に「のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの」を加え、「平成二十七年三月三十一日（第一号）を「平成二十九年三月三十一日（第四号）」に改め、「自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第三号に掲げる」を削り、「平成二十六年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に、「三百五十万円」を「五百二十五万円」に改め、同項第一号中「超える」を「超え十二トン以下の」に、「であつて」を「（第十一項において「バス等」という。）であつて」に、「平成二十五年一月二十七日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置に係る」を「車両安定性制御装置に係る」に、「（次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則で定めるものに」を「で施行規則で定めるもの（以下この項及び第十一項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項及び第十一項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」に改め、同項第二号中「八トンを超える」を「三・五トンを超え八トン以下の」に改め、「除く」の下に「。以下この項及び第十一項において同じ」を加え、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で施行規則で定めるものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び

同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項第三号中「十三トンを超える」を「八トンを超える二十トン以下の」に改め、「（施行規則で定めるけん引自動車に限る。）」を削り、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で施行規則で定めるものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項に次の一号を加える。

四 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項に次の一号を加える。

附則第八条の六の三第七項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 前項第四号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第四十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第四十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日（第五号に掲げるトラックにあつては、平成二十八年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第

四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

五 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

附則第八条の六の三第六項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「附則第八条の六の三第五項」を「附則第八条の六の三第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項各号中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第四十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたとき限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

- 一 附則第八条の六第四項第一号に掲げるガソリン自動車
  - 二 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
    - ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
    - イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
    - ウ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。
- 附則第八条の九第一項の表中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「附則第十条の二の二第七項」を「附則第十条の二の二第八項」に改め、同条第二項の表中「附則第十条の二の二第九項」を「附則第十条の二の二第十項」に改める。
- 附則第十条の四を次のように改める。

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第四十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたとき限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。

- 一 附則第八条の六第五項に掲げるガソリン自動車
- 二 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
  - ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
  - ウ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。

三 附則第八条の六第四項第二号ウ又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

(狩猟税の税率の特例)

**第十条の四** 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第二百二十八条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について、狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。）に係るものを除く。）として、鳥獣保護管理法第九条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三百三十四号）第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三百三十四号）第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）の従事者（鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいう。）として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

**第二条** 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(昭和六十一年十二月奈良県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

(関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

**第三条** 関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例(昭和六十三年七月奈良県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

**第一条** この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(個人県民税に関する経過措置)

**第二条** この条例による改正後の奈良県税条例(以下「新条例」という。)附則第七条の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支出する新条例第二十六条の二第一号に掲げる寄附金について適用する。

(法人県民税に関する経過措置)

**第三条** 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

2 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第五十三条第一項の規定によって申告納付する法人で法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるもの並びに新法第五十三条第二項の規定によって申告納付する法人及び同条第三項

の規定によつて納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の県民税についての新条例第三十条の十第一項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)第一条の規定による改正前の地方税法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額が」とし、同条第三項及び第四項の規定は、適用しないものとする。この場合において、地方税法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の地方税法第五十二条第四項の規定は、なおその効力を有する。

(法人事業税に関する経過措置)

**第四条** 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法人(三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。)で、施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号アに規定する付加価値額(当該事業年度が一年に満たない場合にあつては、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数(当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下この条において同じ。))で除して計算した金額。以下この条において「調整後付加価値額」という。)が三十億円以下であるものについては、新条例附則第七条の三の二の規定により読み替えられた新条例第三十三条第一項第一号に規定する合計額(次項において「基準法人事業税額」という。)が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合は、当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新法第七十二条の二十五の規定によつて納付すべき事業税額、新法第七十二条の二十八の規定によつて納付すべき事業税額又は新法第七十二条の二十九の規定によつて納付すべき事業税額(以下この条において「事業税額」という。)から控除するものとする。

一 当該事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号アに規定する付加価値額(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法

第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。第四項において「課税標準付加価値額」という。）に、平成二十七年三月三十一日現在におけるこの条例による改正前の奈良県税条例（以下「旧条例」という。）第三十三条第一項第一号アに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号イに規定する資本金等の額（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた額とする。第四項において「課税標準資本金等の額」という。）に、平成二十七年三月三十一日現在における旧条例第三十三条第一項第一号イに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号ウに規定する所得を新条例第三十三条第一項第一号ウの表の上欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係道府県に分割された後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十七年三月三十一日現在における当該区分に応ずる旧条例附則第七条の三の二の規定により読み替えられた旧条例第三十三条第一項第一号ウの表の下欄に掲げる税率によって定めた率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

3 新条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額

の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

4 新条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、新条例附則第七条の三の二の規定により読み替えられた新条例第三十三条第三項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

一 当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成二十七年三月三十一日現在における旧条例第三十三条第三項第一号アに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成二十七年三月三十一日現在における旧条例第三十三条第三項第一号イに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号ウに規定する所得を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割された後の金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十七年三月三十一日現在における旧条例附則第七条の三の二の規定により読み替えられた旧条例第三十三条第三項第一号ウに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

5 新条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を

超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

（不動産取得税に関する経過措置）

**第五条** 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

**第六条** 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（狩猟税に関する経過措置）

**第七条** 新条例附則第十条の四の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

2 施行日から平成二十七年五月二十八日までの間における新条例附則第十条の四の規定の適用については、新条例附則第十条の四第一項中「鳥獣保護管理法第五十六条」とあるのは「鳥獣保護法第五十六条」と、「鳥獣保護管理法第九条第一項」とあるのは「鳥獣保護法第九条第一項」とあるのは「鳥獣保護法第九条第一項（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三百三十四号。以下この条において「鳥獣被害防止特措法」という。）第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。「と、「鳥獣保護管理法第二条第九項」とあるのは「鳥獣保護法第二条第五項」と、同条第二項中「鳥獣保護管理法第九条第八項」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項」と、「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。）に係るものを除く」とあるのは「（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう」と、「鳥獣保護管理法第九条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等

に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三百三十四号）第六條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する従事者証」とあるのは「鳥獣保護法第九條第八項に規定する従事者証」と、「同條第八項（鳥獣保護管理法第十四條の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三百三十四号）」とあるのは「鳥獣保護法第九條第八項（鳥獣被害防止特措法）」と、「者（鳥獣保護管理法第十八條の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）」とあるのは「者」とする。